変更した事項
記事
一　附属施設　副灯
イ　灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
ロ　光度　実効光度六〇カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・五メートル
ホ　設置場所　本灯の北東方約二一メートル
ヘ　記事　副灯は、本灯に同期している。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理

変更年月日　平成二十三年二月十七日

名称　東京湾アクアライン橋梁灯（P十三灯）
位置
所在地　東京湾アクアライン橋梁灯（C五灯）の北西方約一二〇メートル
北緯　三五―二七―二〇
東経　一三九―五三―一四

変更した事項
記事
一　附属施設　副灯
イ　灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
ロ　光度　実効光度六〇カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・五メートル
ホ　設置場所　本灯の南西方約一八メートル
ヘ　記事　副灯は、本灯に同期している。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理

変更年月日　平成二十三年二月十七日

名称　東京湾アクアライン橋梁灯（P十四灯）
位置
所在地　東京湾アクアライン橋梁灯（C二灯）の南東方約三四〇メートル
北緯　三五―二七―二〇
東経　一三九―五三―一五

変更した事項
記事
一　附属施設　副灯
イ　灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
ロ　光度　実効光度六〇カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・五メートル
ホ　設置場所　本灯の南西方約一八メートル
ヘ　記事　副灯は、本灯に同期している。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理

変更年月日　平成二十三年二月十七日

名称　東京湾アクアライン橋梁灯（P十五灯）
位置
所在地　東京湾アクアライン橋梁灯（C五灯）の南東方約一二〇メートル
北緯　三五―二七―一五
東経　一三九―五三―二二

変更した事項
記事
一　附属施設　副灯
イ　灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
ロ　光度　実効光度六〇カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・五メートル
ホ　設置場所　本灯の南西方約一八メートル
ヘ　記事　副灯は、本灯に同期している。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理

変更年月日　平成二十三年二月十七日

名称　東京湾アクアライン橋梁灯（P十七灯）
位置
所在地　東京湾アクアライン橋梁灯（C五灯）の南東方約三一〇メートル
北緯　三五―二七―一一
東経　一三九―五三―二八

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

変更した事項
記事
一　附属施設　副灯
イ　灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
ロ　光度　実効光度六〇カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで七・五メートル
ホ　設置場所　本灯の南西方約二三メートル
ヘ　記事　副灯は、本灯に同期している。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理

変更年月日　平成二十三年二月十七日

名称　東京湾アクアライン橋梁灯（P十七灯）
位置
所在地　東京湾アクアライン橋梁灯（C五灯）の南東方約三一〇メートル
北緯　三五―二七―一一
東経　一三九―五三―二八

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号及び四十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　後　二一・八三～四九・六一　〇・〇七五（キロメートル）
前　二一・八三～四九・六一　〇・〇七五（メートル）

大仙市協和船岡字合貝五六番五から同市協和船岡字蟬ヶ森五番一まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十三号及び四十六号　大仙市協和船岡字合貝五六番五から同市協和船岡字蟬ヶ森五番一まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十五日

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

東北地方整備局長　徳山日出男